

## オンライン学習受講企業募集要領（令和5年度オンライン学習受講促進事業）

### 1 目的

本要領は、オンライン学習受講促進事業を実施するに当たって、オンライン学習の受講を希望する県内企業の募集等に必要な事項を定めるものである。

### 2 応募資格

本事業の対象となる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 交付申請日において鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する者であること。
- (2) 製造業、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、運輸業、郵便業（うち鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）、情報通信業に属する事業を行う者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）及び鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (5) 将来にわたって（3）のいずれにも該当しないこと及び（4）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

### 3 オンライン学習講座の提供

#### (1) 対象となる学習

本事業の対象となる学習は、オンライン学習動画プラットフォームUdemy Business（以下「UB」という。）を活用したものであって、次の各号のいずれにも該当する学習とする。

- (ア) 自社の業態転換、事業多角化及びDXの推進等今後の事業展開に資する人材育成であること。
- (イ) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する人材育成であること。
- (ウ) 計画的に行われる人材育成であること。

#### (2) 利用期間

令和5年12月15日（金）から令和6年3月14日（木）まで

#### (3) 利用料金

無料

#### (4) 受講アカウント数

1から3（うち1つはグループ管理者用。）

#### (5) その他

オンライン学習受講促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）、オンライン学習受講マニュアル、Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件に定めるところによる。

### 4 応募期間

令和5年11月7日（火）から同年12月7日（木）まで

### 5 応募方法等

#### (1) 提出先（電子メールで申請（押印不要）してください）

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課【担当：田中、高梨】

電話：0857-26-7224

電子メール：sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

(2) 申請書類

オンライン学習受講申請書（実施要領様式第1号）

(3) 応募に関する注意事項

- (ア) 応募資格を有しない場合又は応募内容若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがある。
- (イ) 受理した応募書類（認定申請書類）については、返却しない。
- (ウ) 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。
- (エ) 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担とする。

6 受講企業の決定

受講企業については、募集期間終了後速やかに、申し込み内容が本要領に合致しているかを審査し、受講の可否を申し込み企業に通知する。

なお、ライセンス数を超える応募があった場合は、希望ライセンス数をもとに、なるべく多くの企業が受講できるよう調整した上で「先着順」とするので、予め承知すること。

7 その他留意事項等

- (1) 受講企業は、自社の従業員のアカウントの登録や学習状況の管理を行うグループ管理者を設定すること。
- (2) 受講企業へは、別途県より UB のアカウント登録の招待メールを送付する。受講企業は、利用者名、メールアドレス、パスワードを登録すること。
- (3) 推奨受講環境は PC 視聴ブラウザを Chrome とし、5Mbit または 800kbps 以上のブロードバンド接続（通信費は受講企業負担）とする。またスマートフォンでの利用推奨 OS は iOS 12.0 以上、Android 6.0 以上とする。
- (4) 受講状況が著しく悪い場合、受講アカウントを第三者に譲渡し、又は利用させた場合、Udemy の利用規約その他 Udemy 社が提示する条件の違反が認められる場合など受講ライセンスを取り消すことがある。
- (5) 受講企業は、受講期間が終了したときは、利用期間を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までに県に受講報告書を提出すること。
- (6) 受講企業の学習状況は、学習管理システムを通じて集計し、統計的に整理した上で、今後の人材育成関連施策の検討に利用するので、予め承知すること。
- (7) 受講者属性（受講者の氏名、年齢等）の登録をした場合、学習履歴を株式会社ベネッセコーポレーションが Udemy 社から取得し、次のとおり利用することがあるため、予め承知すること。
  - (ア) UB の活用を促進する目的ならびに UB 関連サービスを提供する目的での使用
  - (イ) 個人情報及び企業情報を含まないよう処理した上で、社会人の学びに関連する統計データや商品・サービスの基礎資料として使用する場合
- (8) その他本事業の効果検証や成果の普及を目的にアンケートや成果の情報提供等を行う予定であるので、可能な限り協力すること。